

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）及び これに対する意見募集の結果について~~（案）~~

令和2年3月11日
原子力規制庁

1. 経緯

令和2年1月22日の第54回原子力規制委員会において国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）に対する意見募集の実施が了承され、令和2年1月23日から2月21日まで、行政手続法に基づく意見募集を実施した。

2. 意見募集の実施結果

- (1) 意見募集の対象：国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）
- (2) 意見募集の期間：令和2年1月23日から2月21日まで（30日間）
- (3) 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX
- (4) 御意見数¹：2件
提出意見及びこれに対する考え方は、別紙1のとおりとしたい。

3. 今後の予定

上記2. を踏まえ、別紙2のとおり国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）を決定いただきたい。委員会決定後速やかに官報掲載手続を実施し、公布する。また、提出意見、提出意見を考慮した結果等について、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用して公示することとしたい。

4. 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

5. 添付資料

- 別紙1 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）に関する提出意見及びこれに対する考え方~~（案）~~
- 別紙2 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）

※資料中の赤字部分は、意見募集における案からの変更箇所を示す。

¹ 御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づくもので、別紙1にある意見の数とは一致しない。

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）に関する提出意見及びこれに対する考え方—(案)—

番号	提出意見	考え方
1	改正後の最後の規定 2 箇所に当該限度を超える場合、おおむね年平均〇〇回を超えないものとする、としているが、例えば前年に限度の 1.5 倍検査をせざるを得なかった場合、当年は限度の半分しか検査ができないことになる。年平均とは、何年間の平均を意図しているのか。あるいは、おおむねとはどこまでの範囲をいうのか明確にしたい。	<p>これら特定の保障措置検査は、国際原子力機関（IAEA）からの通告に基づいて、IAEA の査察と同時に実施するものです。規則第 4 条の 2 の 4 第 1 項に係る検査（拡大頻度限定無通告査察：ELFUA）については、IAEA から年平均の実施回数は <u>1 3 回</u> であり、これは 5 年間の合計で <u>6 5 回</u> という考え方に基づくという説明を受けており、5 年間の平均を意図しています。ただし、対象期間の取り方によっては年平均 1 3 回を超える可能性は否定できないため、「おおむね」を付けています。</p> <p>一方、規則第 4 条の 2 の 9 第 1 項に係る検査については、IAEA から年平均の実施回数は <u>約 6 回</u> であるという説明のみ受けていますので、「おおむね」を付けています。仮に年間の回数が 6 回を超える年が続いた場合は IAEA と必要な協議を行う方針です。</p>
2	改正後欄の「年平均」は、何年間の平均をとることを意味しているのですか？	
3	意見募集要項（資料 1）の 1.（2）に「査察活動の内容の見直し」が「平均 1 3 回／年と改められる」との記載があるが、「おおむね平均 1 3 回／年と改められる」のではないのであれば、改正後欄の第四条の二の四の「おおむね年平均 1 3 回を超えないものとする」は「年平均 1 3 回とする」としたほうがよいと思います。	
4	改正後欄の「おおむね」は、現行の原子炉等規制法、国規物規則等の条文には見当たらない用語ですが、どの程度の範囲を意味するのですか？	<p>上記の考え方のおりですので、これら特定の保障措置検査について、規定の回数を超える必要性が生ずることは想定していません。</p>
5	改正後欄の「超えないものとする」について： 今後、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため規定された年平均の回数を超える保障措置検査を行う必要があると判断する場合は想定されないのですか？	
6	改正前欄の第四条の二の九の「ただし書き」で受験義務の適用除外を規定しているところ、改正後欄では当該適用除外を削除したのは、なぜですか？	<p>改正前の規則第 4 条の 2 の 9 のただし書では、受験義務の適用除外ではなく、年 6 回を超えることがあることを意図したものです。この趣旨が明確ではなかったため、それを明確にするため、規則第 4 条の 2 の 4 第 1 項と合わせた改正を行うものです。</p>
7	改正前欄の第四条の二の四第 2 項は今回の改正の対象ではないが、電子政府の総合窓口（イーガブ）に掲載されている同項の条文の括弧内の「実行値」は「実効値」の誤記と思われるので、あわせて訂正したほうがよいと思います。	<p>御指摘のとおり誤字ですので、今回「実効値」に改正します。</p>

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の八の二第一項の規定に基づき、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>第四条の二の四 加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合は、保障措置検査の回数は、おおむね年平均十三回を超えないものとする。</p> <p>2 使用者は、前項に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設等（実効値の合計が以上のウラン及びその化合物を取り扱うものに限る。）を使用している場合には、当該使用施設等の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。</p> <p>3 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>第四条の二の四 加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。</p> <p>2 使用者は、前項に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設等（実効値の合計が以上のウラン及びその化合物を取り扱うものに限る。）を使用している場合には、当該使用施設等の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。</p> <p>3 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	